

環境基本計画2021-2030（改訂版）抜粋

各主体の役割

1 県民

環境保全の必要性を理解し、環境負荷の少ない生活を心がけます。また、各主体の環境イベントや講座等に積極的に参加し、その活動を通じて家庭や地域との対話を深めます。

2 団体・NPO

環境イベントや講座等を通じて、環境保全の重要性を広めるとともに、県民等と協働して具体的な環境保全活動を展開します。

また、活動の中で現場の声を拾い上げ、環境審議会や意見交換会に参加し、その声を施策に反映させる役割を担います。

3 事業者

製造・流通・サービスなどの各段階で、環境保全の取組を実践するとともに、環境に優しい製品やサービスを開発・提供し、消費者の選択肢を広げます。

また、社内研修や啓発活動を通じて、従業員の環境意識を高めるとともに、県民や県・市町村、団体・NPO等と協働し、環境保全活動や普及啓発に参加・協力します。

4 教育機関・研究機関

環境イベントや講座等を通して次世代の意識を高めるとともに、環境問題に対応できる専門知識と実践力を備えた人材を育てます。

県・市町村や事業者と連携し、実証事業や共同研究を推進するとともに、環境保全に関する科学的知見を提供し、県民の理解を促進します。

また、プラットフォームで研究成果や取組事例について発表し、各主体と情報共有を図ります。

5 県・市町村等

国及びその他主体と連携し、協働による施策を展開するとともに、地域に応じた環境保全活動を支援します。

また、県は本計画の運用に関して、中心的な組織として役割を担います。



《 自然観察会 》



《 自然共生サイト 》

(里山の花畑と崇台山の山麓／ルリモンハナバチ)

各主体の計画の実施方法

1 県民・事業者

県民・事業者は、県や市町村が発信する環境情報を積極的に取り入れ、計画の施策に基づく自らができることを実践します。また、自身のみでは実践が難しい場合には、各主体と連携し、協働して取り組みます。

県の取組に積極的に参画するとともに、毎年度公表される環境白書を確認し、本県の環境の現状について把握します。

2 団体・NPO

計画の施策に基づく取組を実践するとともに、地域の自然・文化・歴史等を踏まえた独自の環境保全活動を企画・運営し、県民と協働して環境問題に取り組むことで、県民の意識向上と行動変容を促します。また、国や県と連携し、補助金や支援制度を活用した活動を展開します。

3 教育機関・研究機関

計画の施策に基づく取組について、オンライン教育やAI活用による普及啓発の効率化を図ります。

また、取組の成果について、データを収集・分析し、環境施策・取組の高度化に努めます。

4 県・市町村等

計画で定めた県の施策や事業は、県のそれぞれの担当部局が中心となり、市町村等とも連携して、その推進に努めます。同時に、県自らが消費者、事業者として率先して環境に配慮した消費行動、事業活動を実践します。

計画の進行管理

1 計画の管理

計画の運用状況については、効果的な環境保全施策の推進を図ることを目的に、環境マネジメントシステムなどの手法を活用して、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:見直し)により、毎年点検・評価します。

2 環境指標による点検・評価

実施した施策や事業がどの程度効果を発揮しているかについて、できるだけ客観的に評価するため、施策の実施状況等を数値で表すことのできる主要な項目を計画目標として設定し、これらの推移を見ることによって、実施した施策の効果を間接的に把握します。

3 県環境審議会での点検・評価

環境の観点から専門的かつ客観的な点検・評価を行うため、上記の点検・評価の結果を県環境審議会に報告し、助言・提言を受けます。

4 環境白書による公表

計画目標の達成状況や事業の実施状況について点検・評価した結果は、環境白書や県ホームページで毎年公表します。

(URL)<https://www.pref.gunma.jp/page/749621.html>